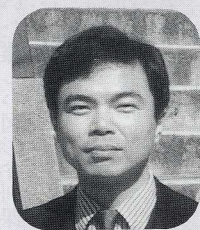


「企業会計法」とは何か

法学部
民法法講座

◆ 片木晴彦



PROFILE

(かたぎ・はるひこ)
昭和三十一年八月生まれ。
昭和五十五年京都大学法学部を卒業。
昭和六十年四月広島大学に赴任。
専門は企業会計法の研究。
二男の父でもある。

営業活動を行っていれば、売上高数兆円のスーパー企業であろうと、せいぜい数百万円の町の八百屋さんであろうと、なんとか「帳簿」はつけているものである。帳簿の付け方、いわゆる「簿記」や、決算によって作成される貸借対照表や損益計算書などの決算書類の書き方は、法律や規則によって規制される以前から、「会计学」による理論的な支えをえて、実務慣行として確立していった。現在でもたとえば貸借対照表で資産は左側(借方と呼ぶ)、負債や資本は右側(貸方と呼ぶ)に記載することになっているが、規則によってそのように決められているわけではない。このように簿記や会计学は、自立的な体系と技術を有する学問として法律学にまさるとも劣らぬ歴史を持つて発展してきた。

しかし、企業の決算が企業主の経営管理の手段の意義を越えて、社会的な意義を有してくると、さまざまな利害がかかわってくる。たとえば、株式会社とその株主にどれだけの配当を分配

しうるかは、株主よりも会社に対して優先的な権利を有する債権者への元利金の支払の確保という対立する利害との調整を前提とする。この調整を決算書類が導き出す損益計算書上の当期利益や貸借対照表の剰余金などを通じて行おうとすると、株式会社における株主と債権者との利害の調整という枠が、逆に会計や決算書類を規制するようになる。決算上の利益が企業の支払う税金を決定するのであれば、利益の算定の仕方に税法上の規制がおよぶことは、容易に予想しうるであろう。

最後に、今日の発達した資本主義諸国では、資本市場を通じての直接的な資金調達が企業金融にとって大きな役割を持つ。資本市場における資金調達は、企業にその財務内容を含む経営の状況全般を十分に開示させたうえで、各投資家が自己責任において、投資先と投資額とを選定するようになっていく。そこで企業開示の重要な要素を占める決算書類について、その内容が質的・量的に十分であり、さらに、企業

間である程度の統一がとれるように規制が設けられるようになる。

このように、企業の会計が、さまざまな利害の調整にかかわるようになること、利害調節に携わる法律によって会計が規制されることが多くなる。ここに会計の規律は、本来的な会計の自律的規制と、利害調整を企業会計を通じて行う法の規制という、ふたつの源流を有するようになる。

もつとも、法が会計の自律的發展にどの程度関与するかは各国法制によって異なる。アメリカ合衆国では、伝統的に会計の自律的發展に法が介入する度合いが少なく、法による規制はせいぜい決算書の形式にとどまっているのに対し、ドイツでは伝統的に商法を中心とする法規制が会計の実質についても詳細に定めており、ドイツ会计学は法規定の体系的な理解を目標として発展してきた側面がある。わが国もドイツ法の影響を受けつつ法律により会計の実質について一定の規制を加えるものの、体系的な規範体系の確立や、新

しい会計問題の解決は、会計の自律的發展に依存する傾向が、近年まさに強まっているといえよう。

企業会計法とは、このように会計という固有の学問・技術体系と、法律学との融合である。従来は個々の国ごとに固有のあり方を検討することが課題であったが、近年になり、会計基準の国際的な統一の必要性が認識されるにつれて、会計と法のあり方についても国際的な整合性が求められるようになりそうである。企業会計法の新たな展開の必要性というところであろうか。

* * *
このような研究分野ゆえに、ふだん手にする資料は、むしろ経済学部所蔵のものの方が多い。法学部と経済学部とが共通の資料室を有していることを誰よりも喜んでいるのが筆者かもしれない。「学際的研究」の典型と一人合点して、研究成果の一部を大学院の講義などで還元しようとするのであるが、膝元の法学専攻の院生諸氏から逃げられてしまうのが悩みの種である。